

1. 件名：検査制度見直しに関する原子力エネルギー協議会等との面談

2. 日時：令和元年11月12日（火）13：10～14：55

3. 場所：原子力規制庁 13階会議室E

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 高橋課長補佐

実用炉審査部門 正岡管理官補佐、義崎管理官補佐、塚部管理官補佐、照井安全審査官、
秋本安全審査官、桐原調整係長、立元審査チーム員

東北電力株式会社 原子力本部 原子力部（原子力設備） 副長

東京電力ホールディングス株式会社

原子力安全・統括部 品質・安全評価グループ 課長 他2名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子力工事センター 課長 他4名

四国電力株式会社 原子力本部 廃止措置グループリーダー 他2名

日本原子力発電株式会社 発電管理室 設備管理グループ 課長

電源開発株式会社 原子力技術部 安全総括室 課長

原子力エネルギー協議会 副部長 他3名

5. 要旨

（1）原子力エネルギー協議会（以下「A T E N A」という。）等から、配布資料（1）から（4）に基づき、今後の許認可手続きの申請スケジュール及びその懸念点について説明があり、原子力規制庁とA T E N A等とで意見交換を行った。

（2）原子力規制庁から、各種許認可の申請スケジュールについては概ね理解したが、その上で、設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）及び保安規定については、令和2年4月1日の新検査制度施行に伴う各種許認可条件の変更によっても保安活動が滞ることなく実施できるよう、各事業者間で調整の上、申請時期等については十分検討するよう要請した。また、新検査制度に向け、設工認と保安規定はそれぞれ申請が必要であるため、それぞれ独立に、法に定める認可基準に従って処分することを考えている旨伝えた。

（3）保安規定の認可までの期間における品質保証活動に関するA T E N A等からの質問については、原子力規制庁内で関係部署に確認して後日回答する旨を伝えた。

（4）原子力規制庁から、現在、本年9月25日の原子力規制委員会で提示した経過措置では定めがないものについて、運用上の取扱いを整理しているところであり、事業者からも意見があれば早めに提示するよう伝えた。また、個別プラントに係る懸念事項については、要望が

あれば別途個別に対応する旨を伝えた。

6. 配布資料

- (1) 新検査制度に係る法改正に伴う許認可手続きのスケジュールについて（A T E N A 資料）
- (2) 設置許可本文 1 1 号届出・保安規定及び設工認（プラント全体）申請手順（A T E N A 資料）
- (3) 設置許可本文 1 1 号届出・保安規定・廃止措置計画及び設工認（プラント全体）申請手続（R O P 保安規定の上書き申請）（A T E N A 資料）
- (4) 新検査制度関連保安規定変更認可申請スケジュール について（A T E N A 資料）